地域の担い手づくり補助金交付要領

令和８年４月１日制定

（趣旨）

第１条　地域の担い手づくり補助金については、地域の担い手づくり補助金交付要綱（令和８年４月１日制定。以下「要綱」という。）のほか、この要領により交付することとする。

（補助対象）（要綱第２条関係）

第２条　補助の対象となる事業については、次の各号の要件を満たすものとする。

（１）地域課題の解決に向けて、担い手の人材育成や外部人材の活用を目的として行われる取組。

（２）補助終了後も継続して実施する、または事業実施効果を継続・波及させる仕組みや体制が図られている取組。

２　補助の対象となる経費について、次の各号に掲げるものは対象外とする。

（１）補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を行ったもの

（２）県の他の補助金等の交付を受けている、または受ける予定の経費

（３）補助対象事業者が継続して実施してきた事業であり、財源更正と認められる経費

（４）公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

（５）団体の運営に要する経費、個人給付的な経費、飲食に要する経費、出資等に要する経費、土地の取得に要する経費

（補助金の交付申請）（要綱第３条関係）

第３条　補助金の交付申請については、別途定める募集期間中に受理することとする。

２　募集期間中に補助金の申請金額の総額が予算総額に達しなかった場合、または交付決定金額の総額が予算総額に達しなかった場合は、再度募集を行うこととする。

３　再募集については、第１項の規定を準用し、募集することとする。

付　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。